

第6回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時 平成31年3月25日(月)

13:00～15:30

場所 ルポール讃岐 2階 大ホール

出席委員(○印は議事録署名人)

永田委員長

河原委員

鈴木委員

高月委員

中杉委員

○松島委員

○門谷委員

I 開会

- (中村環境森林部長から挨拶)

II 会議の成立等

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員8名中7名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- 事務局から、平成30年12月25日をもって、堺孝司先生が豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員を退任されたことを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長(委員長)が出席委員の中から、松島委員と門谷委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- 特に公調委からは意見はない。引き続き、よろしく願います。

<直島町代表者>

- 特になし。

<豊島住民会議>

- (豊島住民会議岐)2点ある。今回、提出した要望書について、それから見学者用階段

についてである。

まず、要望書である。貴委員会においては、豊島廃棄物処理事業につき精力的、献身的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

いよいよ事業は最終段階に入るが、今後実施される地下水、汚染土壌の洗浄作業及び遮水機能の解除、処分地の整地等について、以下につき説明、検討いただくようお願い申し上げます。

- ① 産廃特措法の期限である 2023 年 3 月末までの 4 年しかない状況の中で、地下水中の有害物質濃度を排水基準以下に低減する作業を急ぐ必要がある。どのような方法で、いつまでに浄化作業を終えることができるかについて、貴委員会での見解を明らかにしてもらいたい。

また、現時点で検討されている原位置化学処理を実施した場合に生じる可能性がある地盤への影響（添加した薬品の残留、地盤強度の変化など）について、説明をお願いする。

- ② 地下水中の有害物質の濃度が排水基準以下に低減した場合、遮水機能を解除し、海水による希釈効果を期待して、地下水が環境基準以下になるように管理することとされている。どのような方法により遮水機能を解除するかについて、現在貴委員会において検討している工法を説明していただきたい。

また、遮水機能を解除することにより、地盤高や形状など処分地の現状がどのように変化するのか。住民がイメージできるように具体的に説明していただきたい。

なお、処分地の地層に透水係数の低いところが散在するため、遮水機能を解除する方法によっては、海水が均一に浸入しないことも考えられる。貴委員会において検討している工法では、そのことについてどのような配慮をしているかについて、説明をお願いする。

- ③ 遮水機能を解除することにより、土堰堤にかかる土圧は変化すると考えられる。土圧の変化により土堰堤が崩壊する危険が生じるのではないか。土堰堤の形状は短期的にどう変化し、長期的にどう変化していくのか。土堰堤の健全性はいつまで維持されるのか等について、貴委員会のご見解を明らかにしていただきたい。
- ④ 遮水機能の解除によって土堰堤が崩壊する可能性があるのであれば、処分地を安全に維持管理するという観点から、遮水機能の解除後、土堰堤を撤去するという工法も選択肢としてあり得るのではないかと考える。処分地の安全な維持管理のためにどのような方法が技術的に最適なのか、経済性も含め、貴委員会において検討をお願いする。
- ⑤ 遮水機能の解除の工法や工事内容を決定する前の段階で、その案を住民に開示し、住民の意見を聞く機会を設けていただくようお願いする。

以上である。これが要望書である。

その次のページに 4 枚の写真を示しているが、これは 4 年前に申請をして、去年、工事にかかって、ようやく 1 月いっぱい完成した豊島の見学者用階段である。これから

徐々に本来の植生に、その周辺からやっていくということである。

以上である。

- （委員長）どうもありがとう。ちょっと最後の写真だけど、この階段は、豊島石か何か使っているのか。石は何を使っているのか。石で段を造ってあるよね。今度はきちっとした。
- （豊島住民会議）はい。花崗岩で造っている。
- （委員長）今度は、その一番のてっぺんのところが、手すりがあまり頑丈そうではないように見えるが、大丈夫か。
- （豊島住民会議）大丈夫である。私をもたれても大丈夫。ただ、これで手すりのところ2箇所に、転落防止という看板を設置する。入口のほうに、「通行禁止」「勝手に入るな」ということを書いてある。
- （委員長）それはそうだが、子どもたちも来るのかなと思って見ているものだから、ちょっと何となく不安な手すりだなと思った。
- （豊島住民会議）いや、大丈夫である。何回もやってみたので、大丈夫である。
- （委員長）いや、これ、向こう側はどうなっていたのか。かなり急だったか。ちょっと写っていないけれども、そんな切り立った崖という感じではなかったけど。
- （豊島住民会議）ではない。まだこれから前に何mかは傾斜が付いている。
- （委員長）あるのか。ここだと間を抜けて出ていく人も出てくるかなと思って。
- （豊島住民会議）大丈夫である。はい。
- （委員長）この頂上の部分というか、視察台になっている部分は、元のままの状態か。はがした後がこんな状態か。
- （豊島住民会議）岩盤である。
- （委員長）そのまま。

○（豊島住民会議）まったく土がない、ガス網を張っていた。それをはがして。岩盤である。

○（委員長）分かった。今度行ったときに、これは断れば、そちらが案内して登らせてくれるという話になるわけだ。

○（豊島住民会議）そう。もうやっている。見学者を受け入れて、場内それから資料館をやって、それから、ここへ来て我々が現在やっていること、それから処理事業でやっている全体像をここから見てもらうということである。

○（委員長）分かった。

要望書をいただいた。まず、1点目の件に関しては、これは地下水のほうで検討していただく内容かなと思っている。現状、このフォローアップ委員会の下に2つの検討会が設置されているが、そこでの所掌事務というか、このフォローアップ委員会から分掌された事務があって、かなり権限が強化されて、その指導・助言等によって県も動けるような状況になっているわけだ。だから、できれば、その検討会のほうに要望を出してもらおうというのが、私は筋だと思っているので、1番目はそこに該当すると。ここで直接的に議論する話ではないと思っているので、そのつもりでいていただきたい。中杉先生が委員長を務められている、座長をされているほうの委員会で検討してもらい、ここでも報告はしていただくが。

それから、2番目の遮水機能の話だが、具体的に遮水機能をどう解除するか、これは最終合意に遮水機能の解除という言葉が出てくるわけだが、その内容について検討したことは、一部、そんなアイデアを示されたことがあったかもしれないが、具体的にこうしていくのだというようなことは検討したことがない。そういう意味ではまだまだ未検討ということになっているわけである。

ただ、じゃあ、あそこの状態をどういうふうにしていく、整地するべきなのか、要するに跡地利用だ。前から申し上げているように、それを早く両者の間で決定していただきたい。それによっては、遮水機能の解除の方法だって変わってくるだろうと思っている。

そういう意味で、2番目以降については、そういうことを検討する中で、県と住民会議の中でいろいろとまた話し合いが持たれることになるのかなど。それを受けて県のほうがこういう形であそこの遮水機能の解除を行う、あるいは整地を行うという原案が出てきたときに、この委員会で審議をしていくことになるだろう。

5番目のところは、そういう意味では、住民の意見をそういうときにまたいろいろと聞かせていただけることになるのだろうと思っている。

ということで、2番目以降については、今申し上げたような工程の中で、まず、私がこの委員長として申し上げたいのは、県と住民会議の間でまず話し合っていたきたい。その中身というのは、技術的な話ではなくて、あそこをどうしていくつもりなのかということ、最終合意をベースにしながらなるのだろうが、話し合っていく中で議論して、その結果を受けた形で、遮水機能の解除等について、あるいは土堰堤について、技術的な検討結果を県のほうから示していただき、ここで議論してみるよということだと理解している。

高月先生、何かコメントはあるか。

○(委員) そういう場として協議会があるので、その中でも議論させていただきたいと思う。

○(委員長) よろしく願います。
中杉先生、よろしいだろうか。

○(委員) はい。1番目については検討するので、また検討会のほうで答えをしていく。
「また」以下に書いてあることについては、地盤への影響がないような方法で薬剤等を使っていきたいと考えている。

できるだけ薬剤を使わないでやろうと従来考えていたが、それではどうも間に合わないということで、薬剤を使うことになった。ただし、地盤等への影響が、薬剤は残留をしないものを使うという形で考えている。

○(委員長) 具体的な話は、また検討会の中で示していただくということでよろしいだろうか。

時期的な問題もあるので、そういう意味では、フォローアップ委員会に出していただくということもあり得るのかなと思っているが、原則は、フォローアップ委員会よりも地下水の検討会のほうが、回数が頻度高く開催されることになると思うので、そちらに出していただき、ただ、我々にもこんな話を要望書として出したよということであれば、その旨を伝えていただくような形で文書を出していただくような形で、みんなでその問題点は共有していきたいと思っているので、よろしく対応を考えてみてください。

よろしいだろうか。何かあるか。

○(豊島住民会議) 今まで要望書を出して、非常に抽象的な形かも分からないが、28年の7月、8月という形で撤去の委員会と処理協議会に出させていただいたが、そこでの話し合いの結果というのは、全然前に行かないという状態が。

- （委員長）何のことを言われているのか。前に行かないというのは、どういう意味か。
- （豊島住民会議）ですから、抽象的な形であって、それが具体化していないので。
- （委員長）ちょっと私が理解できないので、何のことを言っているのか。
- （豊島住民会議）この遮水機能の解除というのは。
- （委員長）いやいや、だから、さっき申し上げたとおり、我々にここに書いた要望を出されても、今のところ手を着けるつもりはありませんよということを申し上げている。だから、先に進まないのは当たり前だと思っている。そっち側が跡地の利用の話を県とちゃんと詰めてくれて、こういう形にしたいということが決まっていなくて、この遮水機能の解除の話はできないと思う。
- （豊島住民会議）話し合いを持った。持ったけれども、かつて水洗浄処理とか、セメント原料化というときに提示したことに関して、拡大事務連絡会議というのを持って、そういうことをしてかつての管理委員会が検討したものについて、住民側に提示してそういう話し合いが持たれた。それと同じように我々は考えて、今回提示したものである。だから、これで香川県とまったく話し合いが持たれなかったということではない。我々は処理協議会においても、事務連絡会においても、拡大事務連絡会というような形で半年以上、毎月やってきたが、それが進展が見られないという形で、今後まったく我々が努力しないなんていうことは言っていない。
- （委員長）いやいや、そういう話ではなくて、ちょっと私が聞いたのは、この委員会の責任のような言い方をされるから、そういう話ではないだろうということ。
- （豊島住民会議）責任だとか、そういうことは言っていない。
- （委員長）いやいや、要望が出てきているのだから、こういうことをやれという話で。ただ、その前提条件として、今言われた、成果はまだまだ十分得られていないのかもしれないが、県との間の話し合いとか、高月先生も関与されている協議会の話とか、そういうところでもっと詰めてくださいということを申し上げている。
- （豊島住民会議）だから今後、そういう話し合いも持つし、その話し合いの結果を委員会に報告して、当然、時間のことがあるし、そういう中で検討いただくようお願いしているわけである。

- （委員長）分かった。ちょっと県のほうからも覚悟を聞かせていただきたい。

- （県）本日、初めて要望書をいただいた。地下水等については、国の支援が得られる産廃特措法の34年度というのは、当然意識をしていて、そちらに向けて最大限の努力をして、地下水浄化はやってまいりたいと思っている。
遮水壁等の話については、ちょっと今見せていただいたが、調停条項という重たいものがある。それも踏まえて、いろいろ考えていきたいと思っている。

- （委員長）よろしいだろうか。言われるように、あまり時間がない。ですから、さっきのどうしていききたいのだという話を急いで議論していただきたいし、それなりの結論を出していただきたいと思っているので、その覚悟で両者取り組んでいただけるだろうか。高月先生にも、その間に入っていろいろお願いしたいと思うので、よろしく。よろしいだろうか。

- （豊島住民会議）はい。努力は惜しまないので、よろしく願います。一生懸命やる。

- （委員長）我々も同じである。
それでは議事のほうに入らせていただく。1番目、豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の設置要綱、それから、同じく撤去等の検討会の設置要綱の一部改正についてである。どうぞ。

V 審議・報告事項

1 「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会設置要綱」及び「豊島事業関連施設の撤去等検討会設置要綱」の一部改正（審議）【資料Ⅱ／1】

- （県）地下水・雨水等対策検討会と撤去等検討会においては、これまで副座長を置く規定が設けられていなかったということで、今回、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会設置要綱と同様に、副座長を置く規定を設ける一部改正を行うものである。

1枚めくってもらおうと、地下水・雨水等対策検討会の改正案を付けている。この資料の最後に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会設置要綱を付けている。こちらを見てもらいたい。

第5条に委員長と副委員長の規定を置いているが、この規定にならって、地下水・雨水等対策検討会設置要綱を改正している。

元に戻って、地下水・雨水等対策検討会の設置要綱改正案を見てもらいたい。3条の組織を見てもらえたらと思います。第2項で副座長1人を置くこととして、第4項で副

座長の選任については、委員の互選により行うこととし、第4項で座長は会務を総理すること、それから、第5項で副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理するとの所要の規定改正を行うものである。

さらに1枚めくっていただくと、豊島事業関連施設の撤去等検討会設置要綱の改正案を付けている。こちらも同様に、3条の組織を見てもらいたい。先ほどと同様に第2項で副座長1人を置くこととして、第3項で副座長の選任について委員の互選により行うこととし、第4項で座長は会務を総理すること、第5項で副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理することの所要の規定改正を行うものである。

ご審議よろしく願います。

○(委員長) いかがだろうか。ちょっと確認だが、3条の4の座長は会務を総理するというのは、これは今までなかったのか。

○(県) なかった。フォローアップ委員会と同様の規定で。

○(委員長) 分かった。それだけ聞ければ。よろしいだろうか。はい。

それでは、検討会のほうでも副座長を置くことにして、座長に何かあるときは、代理をしていただくということで対応をお願いしたいと思う。具体的な副座長は、次回、検討会のほうで決めさせていただく。

それでは、次に行かせていただく。次が2番目の撤去等事業の進捗状況ということで、いくつかある。まとめてやる。どうぞ。

2 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

(1) 平成30年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況(その2)(報告)

【資料Ⅱ/2-1】

○(県) 撤去等事業の進捗状況について報告する。

(1)の副生物の有効利用についてである。坂出のスラグステーションについては、平成29年10月に撤去工事を開始して、30年3月上旬に完了した。高松スラグステーション等に溶融スラグを現在も保管しており、引き続き、土木用材料として公共工事等で有効活用していく。

(2)の豊島処分地の残存廃棄物等の存否の確認である。追加の確認調査が平成30年12月に終了した。また、廃棄物等の一時保管場所の状況を踏まえて、コンクリートヤードが撤去可能となったことから、未実施であったコンクリートヤード下の確認調査、筋掘り調査について、今年度中をめどに実施するということであるが、本日、報道

提供もさせていただいているとおり、明日 26 日から実施する。

なお、確認調査の結果、廃棄物等の存否が確認された場合については、「新たに廃棄物等が見つかった場合の対応マニュアル」に従い対応する。

(3) の豊島処分地の地下水浄化対策についてである。浅い層の地下水については、これまでの概況調査等で汚染状況を把握し、つぼ掘り拡張等の対策を実施している。深い層の地下水については、D 測線西側で集水井を設置し、揚水処理を実施している。また、D 測線西側以外のエリアについては、30m メッシュの 30 区画で排水基準を超過しており、その中でも高濃度汚染地点、3 地点の地下水浄化対策から優先して進めていくこととしており、化学処理による原位置浄化を実施する際に必要な調査を実施した。現在、まずはその中の小さな区画において、先行的に化学処理による原位置浄化を実施するための業者選定を進めているところである。

(4) の直島中間処理施設の撤去についてである。直島中間処理施設については、除去・除染及び一部解体工事が完了しており、平成 31 年 3 月 31 日をもって、有効活用先に譲渡を行う予定である。

裏面に本日時点の 30 年度の実施状況を表にまとめているので、確認してもらいたい。

【2-1 から 2-5 は一括して議論】

(2) 豊島処分地における残存廃棄物の処理の状況 (報告) 【資料Ⅱ / 2-2】

○ (県) 次に、資料 6・Ⅱ / 2-2、豊島処分地における残存廃棄物の処理の状況を見てもらいたい。豊島処分地における残存廃棄物については、第 5 回のフォローアップ委員会で審議・承認を得た「確認された新たな廃棄物の処理の方針」に従って確認された新たな廃棄物、約 610 トンの処理を昨年 12 月 17 日から進めており、進捗状況について報告する。

なお、これ以外に追加の確認調査で見つかった廃棄物、約 7 トンは、現在積替え施設で保管している。

2 の確認された新たな廃物の処理の状況についてである。確認された新たな廃棄物約 610 トンの処理済量、及び残存量については、表 1 にまとめているように、これまでに汚泥、計約 231 トン、内容物入りドラム缶、計 2.99 トン、空ドラム缶、計 2.21 トンの処理が完了したところである。

裏面を見てもらいたい。3 の追加の確認調査で見つかった廃棄物の状況についてである。追加の確認調査で見つかった廃棄物約 7 トンについては、表 2 にまとめていて、性状検査結果はいずれも特管産廃の判定基準以下であった。これらについては、「新たに廃棄物が見つかった場合の対応マニュアル」に従い、現在、積替え施設で保管している。

今後の予定については、引き続き豊島処分地における残存廃棄物の処理を進める予定としている。

【2-1から2-5は一括して議論】

(3) スラグステーションにおけるスラグの保管状況(その3)(報告)【資料Ⅱ/2-3】

○(県) 続いて、資料6・Ⅱ/2-3、スラグステーションにおけるスラグの保管状況その3を見てもらいたい。

これまでの実施状況についてであるが、表1に各スラグステーションにおける溶融スラグの保管量をまとめており、各スラグステーションにおける溶融スラグの保管量は約20,100トンである。今後も土木用材料として、公共工事で有効利用していく。

なお、坂出スラグステーションについては、平成29年10月に撤去工事を開始し、平成30年3月上旬に完了した。

今後の実施予定については、高松スラグステーション、オリーブスラグステーションで保管している溶融スラグについては、引き続き、土木用材料として公共工事で有効利用し、これまでの販売実績を考慮して平成31年度、来年度以降に販売を完了する予定である。

【2-1から2-5は一括して議論】

(4) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況(その3)(報告)【資料Ⅱ/2-4】

○(県) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況その3を見てもらいたい。別紙の図も併せて見ていただけたらと思う。

(1) これまでの実施状況については、A3、B5、F1については、A3については砒素が、B5、F1については1,4-ジオキサンが排水基準値を超過している。岩盤のクラック部分の地下水汚染が原因と考えられ、A3及びB5については、平成26年4月から揚水対策を実施中である。

(2) D測線西側については、浅い層については平成26年6月から、深い層では平成27年4月から揚水対策を実施中である。浅い層では排水基準値以下となってきたが、深い層では依然として排水基準値を超過している。このため、深い層に対する集水井を設置することとして、本年1月に設置が完了したところである。

(3) つぼ掘り拡張区画については、FG34付近、北海岸付近について、最初の帯水層を対象とした概況調査、それから、つぼ掘り湧水でベンゼンや1,4-ジオキサンの比較的高い汚染が確認されていることから、つぼ掘りを拡張して地下水の揚水処理を実施することとしている。

(4) 井戸側を設置した区画については、つぼ掘り湧水で汚染が確認された箇所には井戸側を設置して、揚水処理を実施している。

(5) 深い層については、30mメッシュの全43区画において、地下水汚染領域把握のための調査を実施した結果、処分地の広い範囲で地下水汚染が確認された。汚染物質については、ほとんどの区画でベンゼン、1,4-ジオキサンであって、有機塩素系化合物

物が排水基準値を超過していた区画は限定的であった。また、そのうちの3つの区画においては、高濃度汚染が確認されている。

2の今後の予定についてであるが、A3、B5、F1については、引き続き揚水浄化を行うが、他の地点での揚水浄化以外の処理方法の検討に合わせて、この地点においても化学処理による浄化を検討することとしている。

D測線西側については、浅い層では概ね排水基準値を満足してきている。深い層に対する集水井の設置が完了したことから、今後は集水井設置による浄化効果を確認して、化学処理等による地下水浄化対策等の追加の対策の要否等について検討することとしている。また、この集水井から湧出する地下水を処理するため、既存の排水処理装置を活用した処理を進めている。

3番目のつば掘り拡張区画については、現在、積替え施設に保管している廃棄物が順次搬出されて、作業スペースが確保できた。こういったことから、掘削や積替え施設で保管している土壌の処理を再開することとして、その進捗状況を踏まえ、化学処理等による地下水浄化対策の実施についても検討していく。

4の井戸側を設置した区画については、汚染が確認された井戸側において、引き続き地下水の揚水処理を実施していく。

5番目の深い層については、高濃度汚染の3地点の地下水浄化対策から優先して進めていくこととしていて、化学処理による原位置浄化を行うための必要な調査を実施した。その結果を受けて、まずは3区画によるさらに小さな区画において化学処理による原位置浄化を行うため、現在、業者選定を進めているところである。

また、高濃度汚染の3地点以外のその他の27区画の地下水浄化を行うため必要な調査を現在実施しているところである。これらについては、表1にまとめているので、見ていただけたらと思う。

【2-1から2-5は一括して議論】

(5) 豊島事業関連施設の撤去等の状況(その3)(報告)【資料Ⅱ/2-5】

○(県) 豊島事業関連施設の撤去等の状況その3である。

これまでの実施状況について、直島中間処理施設については、概況を表1にまとめている。これまでの撤去の実施状況については、表1のとおりであるが、直島中間処理施設の除去・除染については、実施計画に基づいて、29年7月24日から作業を実施して、30年6月30日に完了した。また、除去・除染後の施設についても、実施計画に基づき、30年7月9日から解体撤去工事を実施し、本年3月1日に完了したところである。

次のページを見てもらいたい。豊島処分地内関連施設については、豊島内施設撤去関連工事の第Ⅰ期工事における実施状況の概況については、表2にまとめているとおりである。なお、D測線西側の集水井からの揚水のうち、高度排水処理施設の処理能力を超過する量を貯留トレンチで貯留している。このため、こちらの表にまとめている表2

の番号9、処分地進入路の排水路、それから、表2の番号10、貯留トレンチ、それから、表2の番号18、貯留トレンチ及び送水管の撤去については、地下水対策の状況により実施を判断することとしていて、今後、検討をすることとしている。

次のページを見ていただいて、その他の撤去工事における実施状況の概況を表3にまとめている。坂出スラグステーションについては、先ほども説明したとおり、30年3月上旬に撤去を完了している。高松スラグステーションについては、販売終了後に撤去の工事を行う予定である。

処分地内の応急的な整地については、平成29年12月に工事を開始して、平成30年10月下旬に完了したところである。

直島側の専用棧橋の撤去については、平成30年9月から10月にかけて、発注仕様書の作成を行って、11月に発注入札を行い、豊島事業関連施設の撤去等検討会の実施計画書の了承を得て工事を開始予定である。撤去の工事については、海苔養殖を考慮して、31年9月末までとしている。

次のページを開いていただきたい。今後の実施予定であるが、1番の直島中間処理施設については、除去・除染、一部解体撤去工事が完了したことから、平成31年3月31日をもって有効活用先への譲渡を行う予定である。

それから、豊島処分地内関連施設については、処分地進入路の排水路、貯留トレンチ、それから送水管の撤去について、地下水浄化対策の状況により実施時期を判断することとしており、今後見直しを行った上で、対応を検討する。

その他については、直島側の専用棧橋については、先ほどご説明したとおり、31年9月末までに撤去を実施する予定としている。

【2-1から2-5は一括して議論】

○（委員長） どうもありがとう。

ここで今の地下水の概況の話や撤去の概況の話を議論していくには、後でまたその詳細な委員会の報告が出てくるので、ダブってしまうかなと思うので、具体的な内容については、のちほどにさせていただくという形にしようか。中杉先生からもコメントをもらいたいところだが、ちょっと後でそれは対応させていただくということで、具体的な内容については、それぞれの箇所で議論させていただく。

ただ、ちょっと気になったのは、Ⅱ/2-1の資料で、2の(2)のなお書きの文章だが、これは、これから決めていただくⅡ/3-3の資料の方針に沿った形で対応するというのが正式な書き方になるのではないかな。違うか。

○（県）こちらについては、既に搬出後に新たな廃棄物が見つかった場合は、掘り上げて。

○（委員長） いやいや、ただ、そういうことを含めて、今後の処理の方針というのをこれ

から決めるのではないか。それに該当するのが、コンクリートヤード下という格好になるわけだから。

○（県） そう。その意味では、おっしゃるとおり。

○（委員長） だから、ここは、書くなら、今回審議対象になっている資料に基づいて対応するよということで、ここを書き直すこと。

○（県） 分かった。

○（委員長） ということで、ちょっとこの具体的な内容は次の議題のほうで、まず最初は、豊島処分地における残存廃棄物の対応というところから出発する。どうぞ。

3 豊島処分地における残存廃棄物の対応

(1) 廃棄物等の搬出完了後における豊島処分地での廃棄物等の存否に係わる追加の確認調査の実施結果（区画②⑨⑲⑳の追加調査結果）（報告）【資料Ⅱ／3-1】

○（県） 昨年1月、2月、F G34 付近のつぼ掘り拡張工事中に、新たに廃棄物等、汚泥だけでも、これが2箇所で見つかった。併せて2ページ目の図1の調査区画などを確認しながら、聞いてもらえればと思う。

この2箇所で見つかったことを受けて、確認調査の実施計画に基づいて、昨年4月から5月にかけて筋掘り調査を行った。その結果、F G34 付近とH測線付近の大きく2つの場所から集中して廃棄物が確認されたところである。こちらのほうも、図1に明記している。具体的には、②番、⑨番のとこ単に緑色の丸印がちょっと小さくて申し訳ないが、あろうかと思うが、こちらから金属や汚泥。それと25番あたりに丸印があろうかと思うが、こちらから汚泥が出てきている。

こちらのほうについては、既に委員会に報告しているところである。これまでの確認調査で取り残しがないかの確認をするとともに、地下水浄化作業への影響の可能性も考慮して、追加の確認調査を実施したので、結果を取りまとめている。

2のほう、どのようなところで実施したかということで、追加の確認調査の箇所についてである。今回実施したのが図1の中で②と⑨と⑲、赤枠の四角で囲ってあるが、この4区画でやっている。

まず、廃棄物が確認された箇所のうち、ドラム缶が見つかった区画の②と⑨については、地下水の高濃度汚染が確認された箇所、オレンジ色で示しているが、②と⑨と⑲となる。こちらと重複していることから、地下水浄化作業への影響の可能性も考慮し、これまでの確認調査で取り残しがないかの確認を行った。

それと、汚泥が見つかった区画⑭、⑮のうち、⑭については、この前の調査で区画内全域の廃棄物の存否を確認済みであったため、省略しているが、⑮についてもこれまでの確認調査で取り残しがないかの確認を行っている。

追加の確認調査の方法は、調査対象区画の全てにおいて筋掘り調査を行った調査深度、具体的にはT P 0.7mとなるが、こちらまで掘削を行い、廃棄物の存否を確認した。その結果、昨年11月6日から12月19日にかけて確認調査を実施している。追加の確認調査においては、これも図1の②の区画に青い丸で示しているが、こちらのほうから廃棄物が見つかって、先ほど報告もしたが、汚泥が約3トン、内容物入りドラム缶が3.03トン、空ドラム缶が0.54トン、合計で約7トンが見つまっている。

2ページ目をめくっていただいて、当日の状況を写真で出している。

3ページ目にいくが、廃棄物の性状検査の結果である。表1に概要を、表2に個別の具体的な数字を載せている。有害物質の溶出量及びダイオキシン類の含有量試験の結果を示しているが、全ての廃棄物において特別管理産業廃棄物の判定基準を下回るとう結果であった。

4ページ目には、今後の有効利用なども考えて、性状検査等の結果について示している。

【3-1から3-3は一括して議論】

(2)「廃棄物等の搬出完了後における豊島処分地での廃棄物等の存否に係わる確認調査の実施計画（コンクリートヤード下の確認調査）」の持ち回り審議の経緯（報告）

【資料Ⅱ／3-2】

○（県）コンクリートヤード下の確認調査の実施計画の持ち回り審議の経緯について説明する。

コンクリートヤード下の確認調査については、追加の確認調査の結果、及び廃棄物等の一時保管場所の状況を踏まえて、コンクリートヤードが撤去可能となったことから、今年度中をめどに確認調査を実施し、本格的な地下水浄化対策に取り組む必要があった。このため、コンクリートヤード下の確認調査については、第4回フォローアップ委員会で審議・了承された持ち回り審議のガイドラインに従って、委員長の了解を得て持ち回り審議を行ったので、その審議の経緯及び結果について報告する。

審議の経緯としては、別紙1から3までに県のほうから先生方及び関係者に送付した文書を付けさせてもらっているが、順を追って説明する。

まず、31年2月21日に委員長の了解を得て各委員に対し、意見照会を実施した。これが別紙1で1ページ以降、付けさせていただいている。

別紙1を見ていただければ、持ち回り審議を行うことで委員長に了承をいただいたという形で、この理由としては、ポツ2つあるが、追加の確認調査が平成30年12月に終了し、また、廃棄物等の一時保管場所の状況を踏まえ、コンクリートヤードが撤去可

能となったこと、上記のことから、未実施であったコンクリートヤード下の確認調査について、今年度中をめどに実施し、本格的な地下水浄化対策に取り組む必要があるということ。それと、添付資料としては、コンクリートヤード下の確認調査の実施計画と全体の確認調査の実施計画を付けさせていただいている。

これに対して、各委員のほうからの意見と、併せて委員長の意見を付けて、3月4日に別紙2を各委員と関係者に周知している。別紙2も付けているので、そちらのほうも見ていただければと思う。

3月11日にフォローアップ委員会の決定事項について、各委員及び関係者に報告ということで、別紙3、送付した文書を付けさせていただいている。審議結果としては、廃棄物等の搬出完了後における処分地での廃棄物等の存否に関わる確認調査の実施計画、コンクリートヤード下の確認調査について、フォローアップ委員会の決定事項といたしたい。それと、委員長からの意見を付されたことから、別紙4のとおり、発注仕様書並びに報告、入札の経緯を取りまとめた資料を添付して、フォローアップ委員会に報告するものである。別紙4-1を見ていただけたらと思う。

別紙4-2以降は議題の発注書等々を付けているが、まず、対応の概況についてである。廃棄物等の搬出完了後における豊島処分地での廃棄物等の存否にかかわる確認調査、コンクリートヤード下の確認調査であるが、追加の確認調査の結果及び廃棄物等の一時保管場所の状況を踏まえ、コンクリートヤードが撤去可能となったことから、今年度中をめどに確認調査を実施することで、フォローアップ委員会の持ち回り審議了承を得ている。

この概況についてだが、手続き状況については、表1を見てもらいたい。まず、県が実施する一般土木工事に関する手続きに基づいて、2月上旬に発注仕様書を作成した。入札公告を同年2月12日から20日まで、実施事業者の決定を2月20日、実施計画書の策定については、持ち回り審議にて割愛させていただき、工事の実施を実際にコンクリートの除去を3月13日から始めて、先ほども報告したけれども、明日3月26日からコンクリートヤード下の確認調査、筋掘り調査になるが、実施することとなっている。

【3-1から3-3は一括して議論】

(3) 今後の残存廃棄物の処理の方針（審議）【資料Ⅱ／3-3】

- （県）今後の残存廃棄物の処理の方針。先ほども、委員長のほうから一言意見を頂戴したところだが、平成30年1月25日に新たに廃棄物が見つかったことから、「廃棄物等の搬出完了後に豊島処分地において新たに廃棄物等が見つかった場合の対応マニュアル」を作成し、新たに廃棄物が見つかったときの対応を設定している。

また、平成30年2月20日に見つかった廃棄物及び平成30年4月12日から5月18日にかけて実施した筋掘り調査によって、合わせて約610トンの新たな廃棄物を確認している状況になっている。この廃棄物の処理については、第5回のフォローアップ委

員会に審議・了承を得た「確認された新たな廃棄物の処理の方針」に従い順次処理を進めているところである。

今回、平成30年11月6日から12月9日にかけて実施した追加の確認調査で廃棄物約7トンが見つかったことや、今後実施するコンクリートヤード下の廃棄物の存否の確認調査、及び豊島処分地における地下水浄化対策での対応を踏まえて、残存廃棄物の処理にあたり、その都度、処理の方針を検討するのではなく、これまでの処理実績に照らして適切に対応できる場合については、以下に示す「今後の残存廃棄物の処理の方針」に従い、対応していくこととしたいと考えている。

「今後の残存廃棄物の処理の方針」としては、これまでの豊島事業での基本的な対応と同様に、住民や作業者等の安全及び環境の保全を図るとともに、可能な限り、処理後の副生物を有効利用する方法を選択していく。廃棄物が発見されれば、これまで定めのあるマニュアルに従って確認作業を行うとともに、これまでの処理実績に照らして適切に対応するものとし、その対応状況についてフォローアップ委員会に報告していくような形を取る。具体的には、廃棄物の処理及び性状検査結果等を踏まえ、可能な限り処理後の副生物を有効利用できるよう、県が適切に処理方法と処理施設を選定する。その際、処理施設の選定にあたっては、十分、関係者と調整を行うこととする。

なお、廃棄物の運搬にあたっては、粉じん及び悪臭の飛散防止措置を講じた上で、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に従って、豊島の島内道路を活用するとともに、定期航路を用いて島外に搬出することとする。

【3-1から3-3は一括して議論】

○（委員長） どうもありがとう。いかがだろうか。

持ち回り審議を初めてやったのだが、私の印象では、持ち回り審議の内容自体が、ちょっと時期的に遅い段階でやりだしてしまっているということで、本当はもっと前の計画の段階で持ち回り審議にかけて了承をいただく必要があったはずなのに、もう発注だとか、そんなことを済ませてしまった上で出しているものだから、ちょっとおかしいよ。そのへんの手続きの適宜のやり方については、県のほうにはきちんと申し上げているので、その次の回からはそういうことがないようにしてもらいたいと思っている。

そのへんの内容が委員長の意見ということで、入れさせていただいた。決めたルールに沿って、きちんと対応していただくのが、工程どおり、また、予定どおりに進める重要なことなのかなと思っている。

それで、実施計画書等は審議していただくことになるわけだが、その内容については、前回どおりの方向で対応するということがあったので、割愛しながら、今回付けていただいたという内容になっている。

あと、先ほども申し上げた3-3の資料だ。これは、先ほどちょっと出てきたが、コ

ンクリートヤード下等、これから調査する対象物で似たような廃棄物が出てくる可能性もないわけではない。そのときに、その都度またこうするというを委員会でお諮りするというやり方をしていくと、そういう意味では時間がかかるということもあるので、もし、そういうものが出てきたとしたら、前と同じように対応させていただくということで、県のほうはこれにのっとった形で対応していけばいいということになるだろうということで、方針を決めさせてもらった。

2回ほど、その都度決めてきたのだが、ちょっとそのやり方も見えてきたので、そういう意味では、全体をとおしての方針を決めておけば、それで済むかと思っている。

3-1のほうは、この写真、ほかのときにも高月先生からご注意があったように、写真と書いたのでは何のことか分からない。この写真はどのような状況なのかということちゃんと説明すること。図も、図の1何々と書くだらう。これだったら、図の1、図の2と書いてあるだけの話だ。この図が何を表しているかということを示していないのと同じだ。だから、ちゃんと説明を入れたものに作り直していただきたい。

それから、上の図の中で、ライトブルーの丸が付いているのが重要な話になってくるわけだけれども、これは、今、ついているのは②と⑨の所にあるのだろうか。

- (県) ②と⑨と⑭と⑮のところに赤丸があるかと思うが。
- (委員長) それは赤い丸だらう。そうではなくて、ライトブルーの丸が。
- (県) ライトブルーの丸は、②だけである。
- (委員長) ⑨のところにも何となくありそうに。
- (県) ⑨は緑色である。申し訳ない。
- (委員長) ちょっと分からない。これは、ちょっと後で色を考えて、もう一度、これも作り直してみてくれないか。
- (県) 分かった。
- (委員長) このライトブルーのところが肝心な話なんだね、今回の話では。
- (県) そうだ。
- (委員長) だから、ちょっと目立つような形で作り直していただきたい。

よろしいだろうか。それでは、次の地下水のほうの話に行く。どうぞ。

4 第5回及び第6回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要【資料Ⅱ／4】

○(県)第5回及び第6回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要ということで、これから説明させていただく。資料6のほうで1ページ目から5ページ目までであるが、1ページ目から3ページまでが第5回の検討会の概要、4ページ目から5ページ目が第6回の概要になる。

それでは、まず、第5回の検討会の概要のほうから説明させていただく。

1. 豊島処分地の地下水浄化対策等の概況についてご報告させていただいて、委員からの意見としてはF1についてもA3やB5の汚染と含めて記載し、資料を整理するという意見があった。これについては、第6回検討会から反映している。

次に、2. 地下水浄化の状況について、(1)－①、D測線西側の地下水質の状況、定期モニタリングについて報告させていただいた。こちらについては、特に意見はなく、(1)－②、D測線西側の集水井の設置工事についても、D測線西側で設置工事中の集水井の進捗状況について、この11月25日の時点で横孔の掘削が全て完了したこと、及び、その時点での水質調査結果を報告している。

委員からの意見等としては、今後の対策を検討する上での基礎情報として、各横孔からの水量や水質について調査しておくこと。また、横孔の採水については、本数が多く、非常に大変な作業であるため、今後の採水やモニタリングの方法について検討してほしいという意見があつて、これを踏まえて、県のほうでは、調査結果は第7回の検討会で取りまとめて報告する予定としている。また、データを踏まえて採水やモニタリングの方法についても検討することとしている。

次に(2)井戸側の水質の状況についても報告して、井戸側を設置する7つの区画について、そのうち排水基準を超過していた㉘の区画と㉙の区画に設置してある井戸側のモニタリング結果を報告している。委員からの意見としては、浅いほうも含めて化学処理したほうが早くできるとも考えられるという意見をいただいている。

2ページ目のほうを見てもらいたい。3. 応急的な整地工事の報告をさせていただいた。応急的な整地工事が10月末に完了したことを報告するとともに、今後の沈砂池1の管理については自然越流方式とし、年4回の定期モニタリングに切り替えることを報告している。委員からの意見は特になかった。

次に4. 処分地内の水管理として、(1)周辺環境モニタリングの見直しの検討について審議いただいた。周辺環境モニタリングマニュアルにおいて、稼働初期は年4回、または年2回。安定期は年1回とされていて、第3回フォローアップ委員会において、今後の実施回数等について地下水検討会で審議すると報告していたので、今回、見直しの方針案を検討した。その結果、原則として、調査項目についてはこれまでの調査にお

いて検出されていた項目並びに処分地内で地下水汚染が確認されているVOC及び1,4-ジオキサンについて、引き続き調査を実施する。また、調査頻度は年1回、年間濃度変動で高い値を示している夏季に実施することで審議を行い、その内容について了承をいただいた。

なお、委員からの意見として、地下水の遮水機能を解除した当初は、年4回のモニタリングに戻して確認することも考えられるため、今後検討が必要となるという意見をいただいている。こちらについては、地下水の遮水機能を解除する際には検討する考えでいる。

3とこの4の(1)の内容については、またのちほど出てくる、平成31年定期モニタリングの実施方針のほうに、この内容を反映させていただいている。

説明を続ける。(2)集水井から湧出する地下水の処理の検討について審議いただいて、既存の排水処理装置を活用した処理が可能であるか、集水井から湧出する地下水の処理について、既存の処理装置で処理が可能であるか、これの検討を行って、それについてこの時点での結果を報告した。また、今後の処理方法について審議いただいた。この後、検討結果については、第6回の検討会のほうでも記載しているので、そちらのほうで改めて説明させていただく。

この時点での委員からの意見としては、現場での作業はできるだけシンプルにしたほうがよいという意見や、処分地全体の水管理をどうするか検討が必要であるという意見、また、将来的に高度排水処理施設をどうするか、調整槽のみを残しておくのか等について検討していく必要があるという意見をいただいたので、こうした意見を踏まえて今後検討する予定としている。

続いて、次、3ページ目である。5.地下水汚染領域把握のための調査結果について報告する。地表から10m深度で排水基準の超過が確認された区画において、15m深度における地下水調査を実施した結果、7区画において排水基準を超過したことを報告した。

委員からの意見としては、対策に向けて全体的な汚染の状況や地下水の流れを調べる必要があるという意見をいただいている。この意見を踏まえて、第6回検討会において調査の実施について審議いただいている。

6.化学処理による原位置浄化を実施する際に必要な調査及び実施にかかる技術要件の概要の検討について審議いただいた。この中では、化学処理による原位置浄化の実施にあたり、必要な事前調査結果及び実施にかかる技術要件の概要について、検討・審議を行った。

委員からの意見としては、豊島処分地は浄化対策をする上で非常に難しい現場であり、まずは小スケールから始めて何が問題になるかを確認してから、エリアを広げていったほうがよいのではないかという意見、また、化学処理ありきで発注するのではなく、ほかの浄化方法の可能性もあるかもしれないので、そういった提案を見てから考える

ようにしたほうがいいのかという意見、また、基礎情報について早期に調査できるよう検討しておいてほしいという意見、それから、土壌が汚染されているのではなく、地下水のみが汚染されている可能性もある。そういったことに考慮しなさいという意見。また、油分やCODの濃度が高い環境においては、化学処理の方法が変わってくる可能性もあるので、注意すること。最後に、豊島処分地における1,4-ジオキサンやベンゼンの存在形態がまだよく分からないので、概況調査の区画の⑨⑩について油分やCODについても測定してほしいという意見があった。それを踏まえ、発注方法については、意見を踏まえて検討する。また、油分等については、事前調査において実施し、対応した。

最後、その他について、これは豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会における持ち回り審議のガイドラインを作成したことを報告し、意見は特になかった。

続いて、4ページ目を見てもらいたい。ここからが第6回検討会の概要の報告になる。

1. として、豊島処分地の地下水浄化対策等の概況について説明した。委員からの意見としては、集水井の東側で確認されている汚染の浄化方法について、新たに集水井をつくるのか、もしくは化学処理を行うのかという検討を進めることという意見があって、こちらについても意見を踏まえて今後検討することとしている。

2. 地下水浄化の状況として、(1) -①、D測線西側の地下水質の状況、定期モニタリングの結果について、こちらでは11月と12月に実施した結果について報告した。委員からの意見としては、水位の上下変動と汚染物質濃度の変動が対応している可能性がある。汚染が地下水に溶出する速度と周辺から水が供給される速度の関連性を確認して、集水井による揚水を継続することにより浄化が進むかどうかを検討すること。それから、集水井の揚水で深い層の水が動いていると思われる。これにより、汚染が薄いところはこの揚水できれいになるかもしれないという意見。また、直接汚染源を浄化する方法もあるため、浄化方法について検討を進めること。そして、集水井の稼働状況が把握できるよう、資料中にそういったものを記載することという意見があった。これを踏まえて今後検討して対応としている。

(1) -②、D測線西側の集水井の設置工事については、平成31年2月23日の段階で、集水井の設置工事が完了したことを報告している。委員からの意見としては、各横孔について測定を行っているので、今後その結果が明らかになる。議論を深めていくために測定結果を各委員と住民に送付することという指示を座長からいただいたので、測定結果が明らかになり次第、地下水検討会委員と住民のほうには送付している。

そして(2) 井戸側の水質の状況についての定期モニタリングの結果を報告している。意見としては、資料中に井戸のPTの高さを表記することという指摘があったので、対応するようにしている。

3. 集水井から湧出する地下水の処理の検討結果について報告させていただいた。集水井から湧出する地下水の処理について、既存の排水処理装置である凝集膜分離装置

及び活性炭吸着塔を活用した処理試験を実施し、凝集膜分離装置処理後に活性炭吸着塔を使うことで処理が可能であることを確認したので、流入制御装置や配管等を設けて処理量アップを図ることを報告している。委員からの意見としては、集水井から湧出する地下水を処理していくことが今後、準備可能であるものかどうか確認していくこと。それから、排水基準を満足できれば外部放流してもいいのではないかという意見。また、加圧浮上装置の検討状況等についても報告すること。加圧浮上を使った場合には、処理水のSSが高くなることが想定されるため、活用する場合は活性炭吸着塔の能力を最大限に出せるように、砂ろ過等の対策を検討する必要があるという意見をいただいた。また、定期整備を考慮した処理量についても精査していく必要があるのではないか。それから、処分地の水管理をどうするのかを十分に考えて検討を進めること。こういった意見をいただいて、これから対応していくところである。

4. 化学処理による原位置浄化等を実施する区画の事前調査結果については、②⑨及び⑩の区画については、相対的に高濃度の汚染があり、そこについて先行して浄化を図ることとしていて、浄化に必要な基礎情報、地下水質、土壌溶出量、土質試験、化学処理の適用可能性試験の調査結果について報告した。その中で、委員からの意見としては、透水係数の調査をこういったものについてもどのような方法でしたかを確認しておくことという意見を踏まえて、確認し、対応している。

それから、5. 処分地全体の地下水浄化対策を行う際に必要な調査の実施については、②⑨⑩の区画以外で排水基準を超過が確認されている27区画について、地下水浄化対策を実施する際に必要な調査として、井戸注入による化学処理の適用性を考慮した地下水の流れの調査だとか、集水井揚水時の影響範囲の調査について審議をいただいた。委員からの意見としては、処分地全体の地下水の流れを考えるには、先ほど説明した井戸注入による化学処理の適用性を考慮した地下水の流れの調査だとか、集水井揚水時の影響範囲の調査、こういった両方の調査が必要になるという意見。それから、地質等が十分に把握されておらず、周囲からの汚染地下水が流入するなどして、地下水濃度がリバウンドする現象がD測線のほうで現れていることから、調査が必要であるという意見。それから、全体的なイメージが分かるような濃度変化の分かる図をつくってほしいという意見があったので、意見を踏まえて今後対応する予定としている。

○（委員長）はい。中杉先生、どうぞ。前の資料等も参考にさせていただいて結構である。

○（委員）資料Ⅱ／2－4と両方の資料になるが、実施状況のところは、これまでの例でそのとおりだが、2－4の今後の予定のところは、これはたぶん予算の裏付けがあるものしか書けないというので、こういう表現になるのかもしれないが、今後の予定はこんな状況ではないだろうと。検討するという状況ではないだろうと。もう少し進めて議論をしているつもりではやっている。

そのへんが明確に出てこないで、先ほどの住民会議からの要望書に出てくるように、将来どうやってやるのかというのがはっきりしないというのは、そのとおりだろうと思う。

このへんのところは、全体にここで検討するということは、かなりの部分はもうやらなきゃいけないだろうと考えて、委員会の場で直に言っているか、あるいは、直接に事務局との打ち合わせの場では、そのように申し上げている。

ただ、住民会議のほうからも並行していろいろなことをやりなさいということ言われているし、我々もそう思っている。

- （委員長）そうすると、全体像を示すようなもの年度の初期の段階でつくっていただけるということで解釈していいか。今後、こんなことを。
- （委員）この次のところには、一応、取りあえずこういうことは計画するというのは、つくる。
- （委員長）31年度の初めのほうで、今の話をまとめていただいた資料を。
- （委員）次回のときにそれをつくる。これは、県のほうは、予算の裏付けがないものをするというふうには書くことができないと言われるかもしれないが。
- （委員長）それはまだ始まったばかりだから。
- （委員）別途の問題にして。あとの31年度の計画を見ても、これでは不十分だなと思っている。
- （委員長）だから、それは予算措置を講じてもらうように、ちゃんと努力してもらってほしい。
- （委員）それは、地下水・雨水等対策検討会の委員の意見をちょっとここで表現としてはオブラートを包んだ意見になっているけれども、やらなければしょうがないだろうというぐらいの意見の者が多いと考えている。これを踏まえて、次回の第7回ときには、県と相談をして、出すような形にしたいと思う。
ただ、それで、絶対うまくいくかは分からないので、取りあえず今考えている案ということになると思う。
- （委員長）そう、それでいい。

○（委員）そういうことで考えていて、例えば、具体的な例を挙げると、井戸側の水質浄化について、今後もくみ上げると言っているけれども、これは、くみ上げるのは、井戸があるから、その間、次の対策をやるまでの間、くみ上げてもいいだろうという感じだけれども、もう少し下の汚染と一緒に合わせて処理するほうがいいだろうと考えているし、そういうことで、もう少し具体的な形で書き込んでいきたいと思っている。これは、変なふうに分けてしまっているということが、一つ問題があるので、もう一度、そのへんを切り直して、全体の計画をもう少し県と出していきたいと考えている。

ちょっとこれに、今のところはとらわれていて、この部分、この部分で議論してしまっているの、少し分かりにくいところがあるし、高濃度の汚染も実際には今年度、部分でやって、全体をやる。たぶん、深い層の汚染、化学処理についても、来年度中にひととおり終えるぐらいでないと、とてもじゃないけど間に合わないだろうという時間的な割では考えている。

ただ、県のほうは、そこまでの手当はできないということになると、また別な話なのだが、一応、計画としてはそういうぐらいになるだろうと。

幸いなことに、集水井の井戸ごとのボーリング孔ごとのデータが出てきて、西海岸の状況も少し分かってきたので、これも次回の検討会のときに少し整理をして出したいと思う。そのへんの整理をするのが、また結構大変な作業で、事務局は県のほうでやられるだけのあれはないので、これも委託に出してやられたらいいのではないかということだが、それも予算が必要だということで、なかなかそのへんがうまくいかないというのが、今の実情である。

○（委員長）いや、もうそんなことを言っている場合ではないという気がしている。県のほうでまとめるのだったら、ちょっと今の話も絡んでいて、Ⅱ／４の１ページ目のところで、委員からの意見という、（１）－②だろうか、D測線の集水井の設置工事の後の委員の意見で、横孔の採水で水質、水量を両方とも調査してほしい。ただ、本数が多いので大変だろうということは言っているのだが、第7回の検討会で取りまとめて報告するという話になっていて、第6回のときにも、またその話が出てくるよね。次回報告しますと。

ただ、もし計測をやっているのだったら、できるだけ早くその現状をまとめて出していくという努力をしてもらわないと、判断がどんどん遅れてしまうと思う。ちょっと不安なのは、第6回までに計測した分があるなら、第6回までのときにもう出さなくちゃいけないと思っている。それができないのだったら、ちょっと考えてもらいたい。それを取りまとめるような方策を、さっきの話ではないけど、どこかに委託しなければいけないのだったら、委託する。

- （委員）それは出ている。第6回まで測っているものは、全体の水として、ボーリング孔ごとの、残念ながら採水できなかった。
- （委員長）いや、でも、それが欲しいのだろう。横孔ごとの。
- （委員）それがようやく整理ができて、今回初めてできたので、この次に出てくる。はい。
- （委員長）とにかく、データをできるだけ早く、その時点までのものを取りまとめて出していく。まとまったら出しますというのではなくて、その委員会が開催されるときまでのデータをできるだけ早くまとめてその委員会に出していくという努力はしてみてください。
- （委員）それは、第6回のところで委員の意見として言っている。
- （委員長）いえ、もういい。中杉さんに答えてもらおうと思っていない。
はい。ほかにいかがだろうか。河原先生、何かあるか。水のほうは。
- （委員）特にない。
- （委員長）審議概要の中で、2ページ目のところの4の（1）、「原則として」という言葉が入っているよね。4の（1）の周辺モニタリングの見直し検討、原則としてというのは、何でここに入っているのか。原則として調査項目としてはうんぬんと書いてあるが。
- （委員）原則としてということの一つは、地下水の遮水機能を除去した場合。
- （委員長）いや、それはまだ先の話だし、そんなことは今検討している話ではない。
- （委員）いや、それも含めて原則としてという表現である。
- （委員長）いや、ちょっと意図が分からない。上のことを受けて、原則としてという言い方をしているときには、そうじゃない場合もあるよということがあるのだと思う。
- （県）ちょっと確認はするが、つくったときに、原則として書いてある内容は全部調査した上で、部分的にこれ以上のものを拾っているところが、確かあったように記憶して

いる。

○（委員長）これ以上というものは何。

○（県）原則としてと書かれている以上の測定を、項目として追加している。

○（委員長）ああ、そうなのか。ちょっともう一回整理し直して。

○（県）確認しておく。

○（委員長）そういうところがあるなら、そういうところに入れて。

それから、2ページ目の一番下の丸だろうか、将来的に高度排水処理施設をどうするか、この将来的というのは、いつのことを言っているのか。どのへんの時点の話をされているのか。

排水基準をクリアした時点の話、それ以降の話をされているのか。一応、排水基準をクリアしたという、達成したという状況になれば、この高度排水処理施設は撤去しようよということになっているのだよね。

○（委員）これは私が発言したことだと思うけれども、モニタリングしやすい機能の解除が、排水基準をクリアしたというのをどのぐらい監視できるかということも含めて考えたときに、万が一、超えてしまったときにどういう対応をするかということ考えた。そのときの対応策の一つとして、高度排水処理施設というものが必要になってくるかもしれないという議論をしていて。

○（委員長）だから、それは、私の文書の中にも入っていて、いつまでの時点、そういう話をしていくのかということを検討してくださいという話だ。

○（委員）だから、その中で、施設を取るのか。

○（委員長）検討してもらいたい。検討していただけるということで理解する。

○（委員）一部だけを残すのかということの意味合いである。

○（委員長）まあ、調整槽を残すのか、排水処理施設も若干の期間、残しておくのか。ちょっとそのへんのところは、また。分かった。

あとはいかがだろうか。

- （委員）コメントするなら、ここの汚染物質は、基本的にベンゼンと1,4-ジオキサンと油分とCODだと。もう一つ、土壌からの溶出はほとんどないというので、このことは重要で、まったくないわけではなくて、何か反応があるみたいで、ちょっと言い過ぎだと。だから、そのことは、雨水というか、何かの水で、地下水浄化でききれいになる可能性もあるということだと思っている。だから、水処理を頑張って浄化の可能性もある程度ある、結構あると僕は思っているが、見解の相違があるから、それはここでは言わない。
- （委員）雨水の検討会で議論もするけれども、実際には土壌、厳密に言うと土壌かどうか分からないが、地下水に溶けた分はかなりある。トリクロロエチレンなんか。これはどうしようもない話で、1,4-ジオキサン等もそういうところがあるのではないかと考えているけど。部分的に見ると、やっぱり揚水するだけでは時間は間に合わないと思う。
- （委員長）全部とは言わないけどという話だね。だから、そういうものは、汚染土壌があるのだったら、どけてしまうという体が、今までもほかで取ってきましたけど、やり方としては。あと、ほかのところは、比較的地下水で対応できる。
よろしいだろうか。もし何かあったら、最後にまとめてご意見を頂戴するので。それでは、次に撤去のほうの検討会。

5 第4回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／5】

- （県）こちらについては、3月2日に行われた会議になる。
まず、1. としては平成30年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等の事業の予定について報告した。委員からの意見等は特になかった。
2. 平成30年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況について報告をした。こちらについては、委員のほうから、豊島処分地内の関連施設の配管、貯留トレンチ、送水管の撤去が現状を踏まえて分かりやすく記載することというご意見をいただいている。
3. 直島中間処理施設の撤去等の実施状況の報告となる。4回目となるので、その4がついている。状況について報告した中で、委員からは、写真に対する説明を詳しく記載することという意見をいただいている。
4. として、直島専用栈橋の撤去になる。（1）として、直島専用栈橋撤去工事の実施状況の概要について報告した。委員のほうからは、工事内容や工法等の検討、決定について、2・Ⅲ／1の資料、各工事の実施計画策定及び実施とフォローアップ委員会並びに両検討会の関係に従って、検討会の指導・助言、及び評価等が行えていないという

指摘をいただいている。

続いて裏面になる。(2) 直島専用栈橋撤去工事の実施計画の審議になる。こちらについて概要版を報告し、検討・審議いただいた。委員からの意見としては、荒天時及び夜間の取り扱い、作業再開の判断基準等について検討すること等、以下に書いているようなことを指摘されたので、意見を踏まえて、現在、実施計画書については修正中である。

5番目として、豊島事業関連施設の撤去等の報告書の目次案の審議となる。豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理施設並びに中間処理施設の撤去等の報告書の目次案について報告し、この内容で報告書を作成することで了承いただいた。また、意見として、写真を付けて作業状況が分かるように工夫してほしいという意見もいただいている。

- (委員長) こっちの座長を私が務めているのだが、まず、ちょっと1番目のほうで、意見は特になしとなっているが、実は、この検討会が年2回開かれる予定だったのだが、1回目がなかなか開かれずに3月のこの時期に第1回が開かれ、それが最終回になってしまったということなので、ちょっとそういう意味では異例だ。別件の追加廃棄物の件などで県のほうが忙しくて、なかなかこっちに手が回らなかったというのが実情のようだが、ちょっとそれは次年度からやめてほしいということで、年2回必ず開くというように申し入れをしておいた。特になしと書いてあるけれども、本来は重要なことがあったのかと思っているので、ちょっとそこだけは記憶にとどめておいてもらいたい。

それから、先ほどもちょっと手続き論が出てきたが、4番目の専用栈橋撤去に関して、もう発注も済んでしまったような状況で、実施計画書の審議だけを県のほうがやろうとしたのだが、本来的にはもっと、こういう計画で進めていきますよという一番最初に示すような書類の審議を撤去のほうの検討会でやっておくべきだったと。専門の先生、鈴木先生や松島先生等にも、事前にご意見を頂戴しておきたかったかなと思うのだけれども、そういう状況になっていなかったものだから、非常に不備な書類が出てきたと我々は認識している。そういう意味で、いろいろと書き直しの部分があったこと。

それから、もう一つは、環境計測と呼ばれる、要するに、工事をやったこと、あるいはその事前、事後の対応が安全だったのだよ、環境に対して十分担保されたような方策を採ったのだよということを証するような計測結果、これを県が把握しておかなければいけないわけだが、それは業者がやるのではなくて県がやることなのだということを、前からずっとやってきたわけだが、それがなかったというか、県がやらないで、事業者がやるようになっていた。これはおかしいということで、またそれを県が実際にはやるような形につくり直しをしてもらっている。

そういう状況で少し遅れてしまっているのだが、そういうことも含めて、もう少し県としては事前にきちんと検討会の委員、あるいは、検討会に諮るということは地域の住民の方、あるいは直島の方、そういう方たちもお知らせすることにつながるわけだから、

そういう点にもきちんと対応して行ってほしいと思っている。

忙しいのは分かるし、そういう意味では、大変な作業をやっているのだらうと思うが、順序立てて進めていくことが、そういう意味では先ほど申し上げたように、工程どおり物事を進めていく上では非常に重要なことになるのだらうと思っている。よろしくお願ひする。

そんなところだが、いかがだらうか。

- （委員）今の棧橋撤去だけれども、前回の委員会の後、汚濁がもし見つければ、どういう工法に替えていくのかということも相談しているし、それから、杭が抜けなかったときにどう対応して抜いていくかと、そういう第1弾のバイブロ工法で抜いたとき、抜けないときは、どういう対応で抜いていくかということも相談している。
- （委員長）ああ、そうか、はい。よろしくお願ひする。
- （委員）それから大きいのは、タグボートで資材を、抜いた杭を持って行くのだけれども、ここは備讃瀬戸の東航路を通るので、海上交通安全法という特殊な航法を使うから、それについても十分周知しておくようにという指導もしている。以上である。
- （委員長）事前の手続きとか、そういうのも。
- （委員）それも言っている。
- （委員長）そうか、はい。よろしいだらうか。それでは、この件に関しては以上で終わりにして、6番目になるだらうか、31年度に行う事業等の概要。はい、どうぞ。

6 平成31年度に行う事業等の概要

(1) 平成31年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要（審議）【資料Ⅱ／6－1】

- （県）30年度までの実施状況を踏まえて、31年度に実施しようとしている豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要について取りまとめた。

まず、事業の概要だが、1番目、副生物の有効利用、高松スラグステーション等に溶融スラグを保管しているわけだが、こちらについて、冒頭でもこれは説明したが、引き続き、土木用材料として公共工事等で活用していくこととしている。

2つ目、豊島処分地における残存廃棄物の対応であるが、「確認された新たな廃棄物の処理の方針」、610トンをこれに基づいて実施してあるし、先ほど了承いただいた「今後の廃棄物の処理の方針」に従って処理を進めていきたいと考えている。

3つ目、豊島処分地の地下水浄化対策、D測線西側においては、引き続き、今年1月に完成したが、集水井等による揚水浄化を実施しながら、地下水の浄化効果について確認をしていく。深い層の地下水については、処分地全体の汚染状況を踏まえ、高濃度汚染地点の②と⑨と⑩の化学処理による原位置浄化を実施するとともに、その結果も踏まえて、そのほかの区画についても化学処理による原位置浄化を検討し、実施していく。

4つ目として、豊島専用棧橋の撤去である。直島中間処理施設においては、今年度中の除去・除染及び一部解体撤去工事が完了していて、31年度には直島専用棧橋の解体撤去工事を実施していく。

裏面には、31年度の工程案として、年間を通してのスケジュール等々を記載している。

【6-1と6-2は一括して議論】

(2) 平成31年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針（審議）

【資料Ⅱ／6-2】

- （県）これまで、環境計測及び周辺環境モニタリングについては、フォローアップ委員会や豊島処分地地下水・雨水等対策検討会における審議・承認を踏まえて、計測項目や計測頻度等について見直しを行ってきた。今年度の地下水・雨水等対策検討会での審議・了承を踏まえて、31年度における環境計測及び周辺環境モニタリングを以下のとおり実施していきたいと考えている。

表1、環境計測の表が表面にあるが、特に沈砂池1については、地下水等検討会の中で自然越流となったことから、年4回の環境計測に移行していく。また、計測項目についても、これまでの結果等々で検出されていない項目については、削除して実施していく。

裏面を見ていただきたい。周辺環境モニタリングの31年度の実施の方針を記載している。周辺環境モニタリングについても、環境計測と同様に地下水で基準超過の見られない項目だとか、これまでの結果で検出されていないような項目については削除していく。また、実施頻度も、年1回に見直して、実施する時期については、時間変動を確認している中で、最も高い値が見られるのが夏場が多いということから、夏に実施してもらいたいと考えている。

なお、豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングでは、沈砂池1及び沈砂池2の環境計測の頻度というのは、稼働初期は年2回、安定期は年1回であるため、今後データの確認をしながらということにはなるが、実施回数について検討していきたいと考えている。

また、地下水の遮水機能を解除する際には、これを見ながら状況が変わってくることになるので、現在は年1回の実施方針としているが、海岸感潮域3地点の周辺環境モニタリングの実施回数についても検討していきたいと考えている。

【6-1と6-2は一括して議論】

- （委員長）はい、どうも。いかがだろうか。中杉先生のほうの関係の工程案、これでい
いだろうか。地下水浄化対策で。
- （委員）これは、現状をそのまま延ばしているような感じなので。
- （委員長）ちょっともう一度練り直していただくと、こういう項目の立て方が。
- （委員）変わってくると思う。
- （委員長）そうか。では、それを第1回の地下水検討会のほうで審議していただいて、
フォローアップ委員会の第1回るときにまたこの修正バージョンを出していただこう。
- （委員）ちょっといいか。私がしておいて申し訳ないけれども、資料6・Ⅱ／6-2の
周辺環境モニタリングで、平成31年の実施方針のところ、年1回で海岸感潮域と西
揚水井はアスタリスクが付いていて、周辺地先海域はアスタリスクが付いていないの
だったか。遮水機能を解除するときは。
- （県）すまない、忘れてる。
- （委員）付くよね、これは。
- （県）はい。付く。
- （委員長）ちょっとこの修正の詳細を説明する文書を付けてみてくれないかね。なぜこ
ういうふうに改定するのかという話。さっき、今まで沈砂池1を放流する都度測ってい
たものを、自然越流で対応していくからと、そういう話もちゃんと整理していきながら。
- （県）こうなった経緯をちゃんと書いて示すということか。分かった。
- （委員長）そう。それを1枚、A4か何かで付けた上で、この表にしていく。上のほう
に若干説明があるけれども、ちょっと足りないような気がする。これだけ改定している
からね。
- （県）はい、分かった。

- （委員）周辺海域モニタリング、年1回だけれども、この1回というのは仕方がないとしても、モニタリングというのは連続性が非常に重要なことなので、これまで春夏秋冬測っていた夏について、実際にはどうだったのか。あらかじめ日を決めてやっているのか、それとも、例えば晴天が続いた3日後とか、そういう決め方をしていたのかが、ちょっと気になる場所である。あらかじめ決めると、例えば非常に大きな降雨があったり、直後になったりして、データの見方としては、後で見るときに、少し解釈に問題が出てくる可能性はなくはない。

- （委員長）分かった。ちょっと今までどうやっていたのかという話を整理して、門谷先生のところに資料を送らせるので、ちょっと見ていただけるか。どういうやり方をしたらいいのだと。夏に1回とはなっているけど、日を決めてやるのか、それともさっき言われたような状況からこの日やるというような方向でいくのか。

- （委員）わかった。もし、過去のものはずっと整理してあれば、それさえあれば。

- （委員長）整理してあるはずなので。

- （委員）たぶん、環境、国の計測の常時監視マニュアルというのが一応つくられているので、それにのっっているのだろうと思うが。

- （委員長）分かった。ちょっと整理したものをお送りする。

- （委員）雨が降ったらどうするとか、そういう取り決めがしてあるはず。

- （委員）分かった。

- （委員長）よろしいか。県のほうで整理して。

- （県）分かった。

- （委員長）よろしいだろうか。それでは、次に、その他ということになるか。どうぞ。

7 その他

(1) 高度排水処理施設等の定期点検整備結果及び平成31年度の定期点検整備計画（審議）

【資料Ⅱ／7-1】

- （県）初めに、平成30年度に実施した整備状況については、表1を見てもらいたい。5月、9月については前回のフォローアップ委員会で報告しているので、ここでは1月と3月について報告する。

整備内容については、(1)の原水調整槽の清掃作業についてだが、第3槽、4槽、5槽、それから、沈砂槽の浚渫と内部清掃を実施した。また、内部の目視点検を行った結果、特に異常はなかった。

次に(2)のトレンチ送水ポンプ点検整備についてだが、ポンプ2号を対象に消耗部品と羽根車やメカニカルシールを交換した。整備完了後の実負荷運転において、異常がないことを確認した。

次に、(3)脱臭ファン点検整備についてだが、脱臭ファン1号、2号を対象に消耗部品の交換を実施した。整備完了後、実負荷運転において異常がないことを確認した。

次に(4)凝集膜ろ過装置の点検整備についてだが、凝集膜薬液洗浄及び構内防食塗装の補修を実施している。年3回実施しており、今回は3回目となる薬液洗浄を実施している。薬液洗浄の結果、吸込圧力は、1号機では -0.011MP a から -0.003MP a に、2号機のほうでは -0.013MP a から -0.002MP a に復帰しており、どちらも正常な運転を確認している。また、内部の防食塗装については割れなどの劣化部分を除去し、補修を実施している。

申し訳ないが、写真8のセラ膜2号機の機が間違えていたので、再度修正して提出する。

- （委員長）この写真ではないのか。

- （県）いや、2号機の機が、1期、2期の期になっていて。

- （委員長）ああ、そうか。そこだけか。分かった。

- （県）はい、修正させていただく。

次に、②膜汚泥引抜ポンプの点検整備だが、1号、2号機を対象に消耗部品に加え、インペラーやメカニカルシールを交換する整備を実施した。整備完了後は、実負荷運転において異常がないことを確認している。

次に(5)紫外線照射装置の点検整備についてだが、紫外線ランプの交換と、ガラス製のジャケットを洗浄している。交換後の運転において、ランプ電圧が基準値内であることを確認している。

次に(6)オゾン発生設備点検整備についてだが、オゾン発生装置、酸素発生機、オゾンモニター、コンプレッサーを対象に消耗部品の交換を実施している。こちらも実負荷運転において異常がないことを確認している。

次に、(7)活性炭塔バルブの更新についてだが、こちらはエア駆動の切り替えバルブ12個を更新している。こちらも試運転で異常がないことを確認している。

次に(8)コンプレッサー点検整備についてだが、計装用とパージ用のコンプレッサーを対象に消耗部品の交換する分解整備を実施している。こちらも試運転において異常がないことを確認している。

次に(9)薬注ポンプの更新についてだが、図14に示すとおり、凝集剤注入ポンプ3台、酸注入ポンプ2台、アルカリ注入ポンプ4台、メタノール注入ポンプ2台、凝集助剤注入ポンプ2台の計13台を更新している。いずれも更新後の試運転について、異常がないことを確認している。

次に(10)計装機器点検整備だが、こちらはpH計、DO計、ORP計の更新、それから、UV計とSS計の部品交換を実施しており、更新後に校正作業とループテストを実施している。こちらも試運転において異常がないことを確認している。

次に(11)電気盤の点検整備についてだが、こちらは中央動力制御盤1面と現場制御盤8面の内部点検と清掃、それから、機器131台の絶縁抵抗測定を行った。点検の結果、第5槽汚水移送ポンプ1台と膜洗浄ポンプ3台、ダイオキシン類分解装置原水ポンプ2台、処理水循環ポンプ1台、放流ポンプ1台については絶縁抵抗が10MΩ以下のため、観察対象とするとともに、故障した際の予備品を準備することとする。

次に、3、平成31年度の定期点検整備計画についてだが、こちらは、屋外に仮設している水処理装置、凝集膜分離装置、活性炭塔及び加圧浮上装置の整備については、これまで日常点検の実施をしていたが、平成34年度まで稼働させる可能性があることを考慮し、第4回のフォローアップ委員会です承を得たとおり、水処理に支障がないように予防保全の観点から定期点検整備を実施する予定である。実施内容については、表3に計画を挙げている。

整備内容については、(1)の原水調整槽清掃作業については、汚泥の除去を目的に第1槽、2槽、3槽、5槽、沈砂槽の浚渫と内部洗浄を実施する。

次に(2)トレンチ送水ポンプ1号の点検整備だが、整備計画に基づき4年ごとの分解整備を実施しているので、こちらはそのとおり実施する。

次に(3)流入層攪拌機点検整備について、だが、2年ごとの整備周期計画に基づき、攪拌機の引き揚げ、分解整備を実施する。

次に(4)凝集沈殿槽掻寄機点検整備についてだが、こちらも4年ごとの周期計画に基づき、減速機の分解整備と掻寄機底部のスクレーパーゴムの交換を実施する。

次に(5)凝集膜ろ過装置点検整備についてだが、膜モジュールの目詰まりが起きる周期に合わせて年3回の薬液洗浄を実施する予定である。

次に(6)紫外線照射装置点検整備についてだが、こちらも紫外線ランプの寿命である8,000時間に合わせてジャケットとランプの交換を実施する予定である。

次に(7)オゾン発生設備点検整備についてだが、高電圧に対抗する絶縁性の確保や新鮮空気への不純物混入防止のため、オゾン発生機、及び酸素発生機、それから、オゾンモニター、コンプレッサーの分解清掃と整備を実施する。

次に(8)汚泥脱水機点検整備についてだが、2年ごとの周期計画に基づき、脱水機1台の分解整備を実施する。

次に(9)給水ユニット点検整備についてだが、こちらも5年ごとの周期計画に基づき、上水と中水の給水ポンプを交換する。

次に(10)ブロワ点検整備についてだが、3年ごとの周期計画に基づき、多目的ブロワ2台と膜洗浄ブロワ3台の分解清掃を実施する。

次に(11)計装機器点検整備についてだが、こちらは測定値を観測するために、pH計、DO計、ORP計、UV計、SS計の校正作業及びループテスト及び部品交換を実施する予定である。

次に(12)電気盤点検整備についてだが、こちらも昨年と同様、中央動力制御盤と現場制御盤の点検と各機器の絶縁抵抗を測定する予定である。

次に(13)第1槽汚泥切替弁整備についてだが、動作不良が起きている電動弁2個を更新する予定である。

次に(14)こちらは屋外に設置している凝集膜ろ過装置の点検整備だが、膜モジュールの薬品洗浄を実施して、表4に示すとおり、主要機器について部品交換、ポンプ等の第1回更新を実施する予定である。

次に、(15)こちらも屋外に設置している活性炭処理装置だが、こちらは内部の活性炭や充填材の取り換えを計画している。

次に、(16)加圧浮上装置の点検整備についてだが、こちらは今まで整備をしていなかったもので、主要機器の更新と加圧水タンクのパッチ補修を実施する予定である。補修内容については、表6に示すとおりである。

【7-1から7-5は一括して議論】

○(委員長) はい。続けてお願いします。

(2) 各種マニュアルの見直し(審議)【資料Ⅱ/7-2】

○(県) 今回、マニュアルの見直しを行っているのは、その表にある「高度排水処理施設の運転・維持管理マニュアル」から、「暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル」までの5つで見直しを行いたいと考えている。

まず、事業の作業体制や形態に合わせて、今までも各種マニュアルの見直しを行ってきているところだが、今回、以下の5つのマニュアルについて変更したいと考えている。

まず、1番目であるが、「高度排水処理施設の運転・維持管理マニュアル」と2つ目の活性炭吸着塔運転・維持管理マニュアル、それから3つ目の「凝集膜分離装置運転・維持管理マニュアル」、こちらの3つについては、集水井からの湧出する地下水の処理の検討を地下水・雨水等対策検討会において審議・了承を得た内容を踏まえて、高度排水処理施設と既存の排水処理装置、活性炭吸着塔と凝集膜分離装置を活用することで、全体の処理能力を50 m³アップすることが認められた。このことに伴って、現在、接続等の工事中ではあるものの、維持管理上関連してくる3つの施設があるために、維持管理マニュアルについて必要な箇所を変更するものである。

4つ目の「豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングのマニュアル」であるが、こちらは、先ほど説明した6-2で、地下水検討会のほうで承認を得た環境計測及び周辺環境モニタリングについてマニュアルのほうも必要な箇所を先ほどと同様に変更するものである。

最後、5つ目になるけれども、「暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル」であるが、こちらにも6-2の一部にはなるものの、沈砂池1が自然越流となったことに伴って、必要な維持管理マニュアルの箇所の変更を行うものである。

その後、マニュアルの具体的な箇所について示している。

【7-1から7-5は一括して議論】

(3) 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）【資料Ⅱ／7-3】

○（県）今年度行ってきた環境計測や周辺環境モニタリングの結果である。

まず、環境計測であるが、豊島における環境計測、地下水浄化の結果についてである。こちらは平成30年8月、9月、10月、11月及び31年の2月に調査した結果になっている。

まず、観測井の9地点、A3、B5、C1北、C1南、C3北、C3南、DE1、F1東、F1西、こちらについては、これまでの調査結果と特段の差異は見られなかったというものである。それと、D測線西側の観測井については、揚水井の設置時に環境基準値を満足していなかった5項目、トリクロロエチレン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、及び1,4-ジオキサンについてのモニタリングを平成26年4月から実施しているが、地表からの位置が浅い、浅井戸については概ね排水基準値を満足していたのだけれども、深井戸についてはどの地点においても排水基準値を超過していた項目があったという結果になっている。

次に、豊島における環境計測、北揚水井と高度排水処理施設の結果についてである。平成30年9月及び10月に調査を実施している。高度排水処理施設の処理水は、全ての項目において管理基準を満足していたという結果である。

続いて、豊島における沈砂池の環境計測の結果についてである。こちらは、平成30年10月と11月に調査を実施しているが、全ての項目において管理基準値を満足して

いた。

それから、周辺環境モニタリング、豊島における周辺環境モニタリング、水質、底質の結果についてである。平成30年7月、11月、及び1月に調査を実施し、事前環境モニタリングをはじめとするこれまでの調査結果と比べて、特段の差異は見られなかったという結果になっている。

あと後ろに各調査結果の詳細版を付けている。

【7-1から7-5は一括して議論】

(4) 健康管理委員会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／7-4】

○(県)次に資料6・Ⅱ／7-4、健康管理委員会の審議概要を見ていただきたいと思う。

平成31年3月14日に健康管理委員会を開催したので、その審議概要等について報告をする。

健康管理委員会に対して、作業環境測定結果の報告をしている。

まず、一つ目としては、除去・除染中の作業環境測定、直島中間処理施設であるが、こちらは、平成30年2月13日から14日、4月2日及び5月30日に作業環境測定を実施した結果、全ての測定において管理基準を満足していたことを報告している。

2つ目に、一部解体撤去工事中の作業環境測定結果、これも直島中間処理施設のものであるが、報告をしている。平成30年8月30日に作業環境測定を実施した結果、空気中の粉じん濃度が1.6と、第2管理区域の結果となっていた。このことに対しては、あらかじめ作業時の保護具の選定及び管理を、安全側を取ってレベル2の保護具を着用し、作業を実施していて、特に問題ないことを報告している。その他の項目は管理基準を満足している。

続いて、ひやり・ハット等の報告である。ひやり・ハット1件について、概要やその対策について報告した。

それから、3つ目、作業現場巡視の実施状況である。30年5月3日と12月19日の2回について、健康管理委員会の作業現場の巡視を行っていただいている。委員のほうから、転倒災害が起り得る箇所や、保護具着用についてより一層事前教育を徹底するように指導をいただいたところである。

今後の健康管理委員会についてあるが、平成31年3月に直島中間処理施設の一部解体撤去工事が完了したことに伴って、設置要綱の所要の規定整備を行うことについて、審議し、承認をいただいている。

【7-1から7-5は一括して議論】

(5) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業に関する情報公開（報告）【資料Ⅱ／7-5】

○(県)次に資料6・Ⅱ／7-5、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業に関する情報公開ということで報告をさせていただく。これまで豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施

においては、事業の実施について積極的に情報公開をしており、さらに情報公開に努めていくこととしている。

今回考えるのは、2の公開の内容等のところになるが、県と豊島住民会議との事務連絡会において、県から住民に提供している工事の進捗状況を記載した資料についても、広く一般に工事の進捗が分かるように情報公開していこうと考えている。また、集水井及び揚水井のデータについても情報公開することとしていて、両方とも準備が整い次第公開していくこととしたいと考えている。

【7-1から7-5は一括して議論】

- （委員長） どうもありがとう。いかがだろうか。
- （委員） 高度排水処理施設の点検整備計画を出していただいた、これは結構だと思うけれども、マニュアルで書いてある活性炭吸着塔とか、凝集膜分離装置というのは、この中に含まれているのか。ちょっとよく分からないのだが、活性炭処理装置というのは、活性炭吸着塔みたいな感じはするのだけれども。凝集膜分離装置というのは、おそらくルーティンに入るのは、全部必要だろうと思っている。
- （県） 14と15はそう。
- （委員） そうか。該当するのか。
- （県） 14、15、16というところが、後から設置したというか。
- （委員） それも一応入れているわけか。分かった。
- （委員長） ちょっとそうすると、これは、高度排水処理施設だけではないのか。
- （県） そうなる。
- （委員長） 「等」とか何か入れてもらえるか。
- （県） 分かった。
- （委員長） 概要のところ、こういう施設の分も含んでいるという文章を入れておいてもらおうと、はっきりするかと。

- (県) 分かった。
- (委員長) よろしいか。それから、今の関連で言うと、一応、工程表で平成 34 年度まで入っているのだね。10 ページ、11 ページ。ちょっとこの解釈だが、一応、31 年度にここに書いてあるような更新をすれば、32、33 年度は何もやらなくても 34 年度までもつというふうに考えていいのか、答えてほしい。いや、そうじゃないのだと、まずこの 31 年度分きり示していないよというのだったら、そう言ってほしい。
- (県) 先生がおっしゃるとおり、31 にやっていけば、34 まで動くということである。
- (委員長) そうか。ちょっとその旨も記載しておいてもらえるか。一応 34 年まで本当にやるかどうかは別だが、ここでやっておけば 34 年までもつという形なら、そういう計画で、この 31 年度の分は立てていると、前書きの概要の中にちゃんと入れておいたほうがいいと思う。
- (県) 先ほどの周辺の装置とともに、こういう方向だよというのを概要のところに記載させていただくということによろしいか。
- (委員長) 概要でそう断っておいてくれると、見る人がすぐ分かる。
- (県) はい。
- (委員長) それから、6 ページ目とか 7 ページ目で、バルブ類を相当交換しているのだが、保全の考え方で、時間保全でということで、実態としては、これはきつと外してもそんなに傷んでいないのかなど、そういう調査もやってもらいながら、せつかくの機会なので、あそこの撤去の話もそうだし、稼働しているときもそうだが、この後の同種のという言い方はあれかもしれないが、類似の施設なんかに参考になるような保全の計画とか、そういうのを残していきたいわけだ。そういう整備をしていってもらうときに、そういう意味では、一括でこのバルブ類を交換したが、果たして本当に今交換する必要があったのかどうなのか、そういう点もチェックしておいてみてくれないうか。
もう時間が来たので交換するという思想で、その前の 12 個も、その次の薬注ポンプの更新というの、13 個交換していると思うが、ちょっとそのへんの内容を、一番ハードアタックを受けているだろうと思われるような箇所のバルブを取り出して、ちょっとチェックしておいてみてくれないうか。目視でいい。
それから、マニュアルの話で、さっき出てきた環境計測の項目変更があったわけだが、逆に、今度はこっち側では、あのときに付ける説明文書があるだろう。なぜそう変更し

たか。それを添付資料でこちら側にも付けておいてもらいたい。

○（県）分かった。経緯が分かるような形で。はい。

○（委員長）あとは、先ほど健康管理委員会の作業環境測定結果の（２）かな、一部解体撤去工事中の作業環境測定結果というところで、ここでは管理濃度を超過していたという書き方になっているけれど、ちょっと説明と違う。レベル２の段階に入って、それに対してちゃんとレベル２の保護具を来ていたから、十分対応できて作業を行っていたという話なので、書き方はこれだと、何かいかにもまずいような書き方で。ちょっと改めてくれないか。

○（県）分かった。はい。

○（委員長）それから、最後の情報公開の話は、「また」以下の集水井、揚水井のデータについては持っているのだが、これ、地下水委員会が結構頻繁に開かれているので、地下水の委員会で公開されたようなデータは、皆さんにお知らせしたほうがいいのではないかという趣旨で入っているので、できるだけ、そういう意味では、あまり手間暇かけずに公開できるものは公開していこうという趣旨で、対応していただければいいなと思っているので。

はい。よろしいだろうか。

それでは、その他の項目は終わりにして、２のその他が終わったので、３のその他の話に行かせていただく。どうぞ。

VI その他

1 「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の完了に向けての今後の対応と課題（永田委員長提案）」に対する各委員からの意見の概要等

（1）第5回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会における議論及び永田委員長の追記コメント

○（委員長）その他で、前回、お掛けした今後の対応と課題という、私が作った資料を示して意見を頂戴したのだが、その頂戴したとき、そのままになっていたものに関して、私なりにコメントを付けたのが、1枚目、2枚目のページのものである。それから、それ以降、撤去と地下水対策の両方の検討会で、この内容を事務局から示して、何か意見があれば頂戴しておいてほしいということをお願いした分が、付いている。

まず1枚目だが、そのときいただいた意見をある程度集約して書かせていただいた。事業の終わりを見据えたバックキャスティング型の工程管理は必要であり、重要であ

るということで、意見を頂戴した。これは高月先生が言われたのだよね。地下水・雨水等対策検討会でこの資料にあるような必要な検討を進めるとともに、その結果をフォローアップ委員会に報告するというので、中杉先生から返事いただいた。

それから、処分地全てを掘削すれば、地下水浄化は可能かもしれないが、費用の問題が生じる。合理的なパフォーマンスを考える必要がある。それに対する私の回答というかコメントだが、今回提案の工程の達成が不可能になった場合の県費増額分やその影響を考慮して判断する必要がある。確かに費用はかかるかもしれないが、これがうまくいかなくて延びてしまったときにかかる県の費用、並びにそのときの大変さというものも考慮しておかなければいけませんよという話を入れてみた。

最終処分場の廃止の検討の際に、国における議論に関わった。これは確か武田先生が言われた。経年変化を追いかけ、結果として2年間となった経緯がある。確認期間が検討の結果、1年ではなく2年、3年となることも可能性としてはあるということに対して、豊島処分地に対して排水基準の到達が確定、規定では地下水検討委員会で決定されることになるわけだが、された後、確認期間に入る。確認期間の1年はもちろん、その後も排水基準を下回り、環境基準に到達できるように地下水対策を実施しておくことになるということで、国で決めたのとはちょっと違ったやり方をしていくよと。ただ、それは国が決めたといっても、国の決めたほうは、最終処分場に対してなので、ここは最終処分場ではないので、別にここ独自の方法でも構わない。

同様に、国における議論に関わった、最終処分場用に管理された埋め立て処分場とは異なり、処分地は地下水の流れが分かりにくく把握するのは難しい。これは、河原先生が確か言ったと思うけど、確かにそういうことだろうと思う。

豊島処分地では、汚染濃度の高低差がかなりあり、土壌も不均質であるため、予測シミュレーションは相当困難と思われる。シミュレーションにあまり期待できない。それよりも対策を行ったほうが早く達成できよう。

これに対して、浄化対策の強化と排水基準の達成の確認はそれぞれ独立した問題である。また、ここで言う予測式とは、何もシミュレーションだけではない。地下水対策実施期間中に予測可能なデータを吟味し、その相関を検討し、確認期間における汚染質濃度を予測できる手法を確立させることである。確認期間中の汚染濃度がその予測値と合致すること、最大値を予測し、それを下回るような予測方法や、極端に地下水が少ない場合は除外するなどの条件の導入なども考えられる。それが重要なのだと。

要するに、我々のコントロール下にあるのだと。想定外ではないのだよということがちゃんと分かるような状況をつくっておいてほしいという思いだ。そういうことで考えてもらえばいいので、何も数値シミュレーションだ、何だということだけではないのだろうと私は思っているので、ちょっとそのへんのところを書いた。

それから、沿岸の生態の変化については、遮水機能を解除前後のデータを比較する必要がある、そのような対応をすることが求められる。また、比較にあたっては、調査の

季節と方法についてもあらかじめ検討することが必要である。これは門谷先生が言われて、今日の話ともつながってくるのかなと思っているので、そういう対応をしたいと思う。

それから、豊島住民会議からの意見ということで、今回の工程のように、目標を定めて事業を進めていただきたい。それから、排水基準の到達の確認は1年間とすることで構わないが、汚染濃度の安定性やその振れ幅を降雨量などから検証することは必要と考える。今回の提案での予測式の対応が、指摘の内容に該当すると考えられる。そういうことを同じことを言っているのだと。

遮水機能を解除して海水が出入りする状況に対しても予測が必要である。遮水機能を解除してからの対応なども検討する必要がある。今回の提案に示すように、当然のことながら、遮水機能を解除後における環境対策の到達・達成に向けての対応や予測式の検討等を、地下水・雨水の検討会においてお願いすることになるということで、それもやるよと。

県からの意見として、産廃特措法による国の支援が受けられる平成34年度までに、今回提案にあるように地下水浄化等の達成ができることを目指して、最大限の努力をしていくと言われた。

(2) 第5回及び第6回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会における議論

- (委員長) 直接聞いている話ではないのだが、その後、また議論いただいて、地下水検討会のほうからこういう意見が出てきた。これは、県のほうで何か要約できるか。見ておいてくださいぐらいになるか。

- (県) そう。

- (委員長) わかった。一所懸命、対応していかないといけないというニュアンスが出てくるのかと思って。
それから、最後にリバウンドの話だとか、そういうのも出てきているのだろうか。

- (委員) 基本的な考え方で委員の意見の多くは、今回のデータだけを見ると、2年間で1年間にしてもいいというふうな説明はしにくいだろうと。

- (委員長) いや、まだそれは早いだろう。

- (委員) いや、それはもちろん。

- (委員長) もうちょっとじっくり検討してもらいたい。まあ、今聞いても、私は、意味

はないと思っている。

- （委員） いや、実際には。
- （委員長） いやいや、理由を付してください。だから、もうちょっとまだ期間がある。そのデータをよく見てきていただいて。
- （委員） いや、2年間安全だということを確認するには、きれいなそういう状態になったときから2年間である。
- （委員長） さっき申し上げた話で、ちょっと今ここで聞いて、私が反論するのちょっとおかしいなと思っているので、もうちょっと検討してくださいというコメントだけ申し上げておきたい。
- （委員） では、もう一度議論させていただくが、結論は。
- （委員長） いや、今議論しても意味はないと思う。データを吟味してほしいという。いや、だって、まだ集水井のデータすら吟味していないのだから。化学処理のデータだって吟味していないのだから。だから、そういうのをちゃんとやった上での話で、まだあと悪いけど4年間ある。あるいは、2年間、地下水の対策のための期間が存在するのだから、もうちょっと。今、結論出してもしょうがないなと私は思っている。
いや、それだからといって、今、難しいと言われたからといって、納得できるような状況にない。だから、それを県がそのまま受け入れていくとどういうことになるかという、その先、延びる。それを今、決定できるような話ではない。だから、そのぐらい言えないのです、中杉先生。
- （委員） いや、それに関してのデータは、県にお出ししてある。それを。
- （委員長） いや、だけど、それ以上のことは私も言えない。だから、無理だ。今日それを言ったからといって。
- （委員） それは、フォローアップ委員会の先生方には、県のほうで伝えられているのか。そのあたりが非常に不満だ。それを見て判断してもらいたい。
- （委員長） いやいや、もしそういうことであつたとすれば、地下水検討会のほうでこうだから、こういう理由でこう解釈するから、これだから2年間では無理なんだという書

類を出してもらわなくてはいけないのだが、それはもうちょっと先の話なのではないか。口頭で今それを言われて、はい、そうかと納得するような話ではない。

- （委員）いや、私のほうとしては、県に、永田先生にその。
- （委員長）だから、県に口頭で言っても無理だ、それは。それを口頭で私に県が返しても、私は納得するつもりはないし。
- （委員）口頭ではなくて、データを。
- （委員長）いや、データで見たって、今の時点のデータだって駄目だ。だからもうちょっと待ってもらいたい。だって、今、もう34年度中には終わりになりませんと宣言するのと同じことになってしまう。できないだろう。だからもうちょっと検討してもらいたい。
- （委員）私としては、それ以上できないので、責任を持ってないかもしれないと覚悟しているから。
- （委員長）だから、それはあと2年間検討してもらいたいと。その時点でどうなのかというのを見させてもらいたいと申し上げている。
- （委員）いや、2年間検討しているというときには、もう2年間の検討ができないということなので。
- （委員長）だが、今、結論を出せという話ではないだろう。
- （委員）いや、結論は出さない、出さなくても、そういう可能性があることを申し上げて。
- （委員長）可能性があることは、前から認識している。ただ、可能性だけの話であって、それはちょっと言い方が違うのではないだろうか。だから、可能性があるなら、それはそういうこともあるだろうというふうに、私、個人的に思う。
- （委員）だから、2年間で1年間に直していいかということ。
- （委員長）それをだから、まずは検討してほしいと申し上げている。

- （委員）いや、検討はするが、今の段階ではそれはないと。
- （委員長）いやいや、2年間になるかもしれませんということは、私も予測している。だから、それはいい。だが、今、2年間にするという検討結果になるような状況にはなっていないということを申し上げている。
- （委員）ちょっと水掛け論である。
- （委員長）いやいや、水掛け論というか。
- （委員）いや、水掛け論である。
- （委員長）状況の判断がちょっと違うのではないだろうか。
- （委員）実際にはそういうふうになっていない状況というのが、実際にきれいになった状況をつくり出していない。
- （委員長）いやいや、分かっている、分かっている。
- （委員）それからやって、それをつくり出してから2年間だとすると、もう期限が来ている。だから、終わりのときになって、1年間でできるとかいう判断ができるのか。そうすると、終わるまでにそれをつくることは実質上できないだろうということを申し上げている。
- （委員長）いやいや、もうちょっと検討してもらいたい。だから、それが本当に駄目だという結論なら、もう少しきちんとまとめた資料を出してここで議論させてほしい。まとめた資料を、だったら、答申として求めるから。地下水検討会のほうに、それを出してみてください。
- （委員）県のほうと相談して、出す。

（3）第4回豊島事業関連施設の撤去等検討会における議論

- （委員長）最後が撤去のほうの検討会で議論された話で、高月先生のさっきのバックキャストイングの話で、半年の余裕と、6カ月の余裕は入れてあったが、あつてないようなものだ。廃棄物の掘削は定常的な作業であったが、これは非定常な業務で、どんど

んそれをレベルアップさせていかなければならないだろうという話がコメントとしてあった。

以上で本日の議題は終わりである。最後に何かまとめてご意見があったらお願いしたいと思う。

○(委員) 地下水の委員会のほうで、今、まだ手は着けていないが、例の化学処理によって、1,4-ジオキサンとかベンゼン等が処理できる見通しというか、小さなテストをやっていると思うが、そのへんの結果で、明るい希望を持ちたいと思うが、そのへんはどんな感じだろうか。

○(委員) 実際には小区画で始めるということだが、そこを最終調査したときよりは、もう1回調査してみると、低い濃度になっているというぐらいに、変わってくる。部分的にもものすごく。それなので、やってみなければ分からないというところがあるが、一応、室内での実験ではできるだろうと。ただ、今、土壌を集中してやる場所については、ほかで経験があるので、何とか専門業者に頼めばできる可能性があるだろうと。それはまたやるかやらないか。

ただ、全体に地下水が広がったところをきれいにするということをあまりやったことがない。こんな広い範囲で。それは、全体のどこかに流せば、流れていくかどうかというのは分からない。それは1つの課題がある。そうなると、1つ1つつぶしていかなければならないとなると、ものすごくお金がかかる。そここのところで少し曖昧さが残っているので、試さなければいけないということだろうと思う。

だから、可能性としてはあるだろう。ほかでやっていないわけではないから。濃度が高いというのは、いろいろ理由があるが、手を着ければ可能性としては十分あるところも採用している。だから、確かめてみなければいけないという話である。なので、できるだけ早くそれをやりたいと思っている。

○(委員) 分かった。はい、ありがとう。

○(委員) 化学処理の急にやらないといけない基本が、1,4-ジオキサンに関係している。ジオキサンの処理法というのは、今、困っているところがあるから、技術開発が進んでいて、それはここの浄化に間に合うかどうか分からない。でも、使えるのだったら、パイロットプラントぐらいでもちょっと一緒にやってもらって、ついでに浄化もしてもらうぐらいの、やってもらってもいいのかなという気はしないでもない。

例えば、大成みたいところでジオキサンを処理しようというようなことを言っているから。それ、実績がないから、僕もあんまりは。すごく期待されると困るなどは思っているが。

- （委員）それは十分分かっているのですが、そういう意味で、今度の提案も、化学処理といっても、この化学処理でなければいけないということは言っていない。新たな提案をしてくれと。合理的にデータを示してもらえば、それを採用することもあり得るだろう。その制約は化学処理だけにしなさいという形のやり方にはしていないつもりである。ですから、いろいろなものが出てきて、それはそれだけ、ある程度実績がないと、実験をやってもらう余裕はないものだから。
- （委員長）もう一つ、化学的な浄化手法としての話はあっても、さっきのお話ではないが、それが透水係数や何だ、あるいは地域全体に対して拡散していくような方法論で、どれが一番効率的なのか。それこそ井戸の本数とか、あるいは攪拌してしまうというやり方を考えていかなければいけないのか。そっちのほうの物理的な話も当然存在しているわけだ。だから、そっちも併せて検討してもらいながら、ちょっと冒頭で申し上げた、これを期限内に終わらせない、もし終わらなかったということになったときに、どんな影響が及ぶだろうかということをよく考えていただいて、ある意味、期限内終了というのは大原則だということで、それに対して、確かにコストはかかるような方法になってしまうかもしれないが、しょうがなければそういう方法も取らざるを得ないのかなという気がする。
- （委員）まあ、いろいろな方法があるだろうと思っている。だから、そこは配慮しないで考えようと思っている。それは提案してもらって。でも、やっぱり、時間の制約があるから、あまりこれから試すような、実験をやるという方法よりは、実績がある方法だし、それから、少々お金がかかっても、確実な方法で時間を稼いでいかなければいけないだろうと考えている。
- （委員長）はい、分かった。
- （委員）分かった。頑張ろう。
- （委員長）そういうことで。どうもありがとう。よろしいだろうか。

Ⅶ 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）非常に熱心な審議をされて、感謝している。こんな議論ができる会というのは、日本では非常に少ないのではないかと。この会はいつも第1回から現在まで、

ずっとこういう形でなされてきていることに対して、感謝している。

我々の目標ははっきりしている。そして、期間もはっきりしている。我々、全ての関係者が自分の持てる立場で最大限の努力をして、目的地に向けて航海しているということだと思っている。

まだ船は着いてない。だから我々はそれに向けて最大限の努力をしていこうと思っている。ありがとう。

<直島町代表者>

- （直島町）特になし。

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）特になし。

- （委員長）何か事務局のほうから言っておくことはないか。次回の話とかはないか。次回はまた皆さんにご都合をお伺いして、だいたいの季節はいつもだと9月かそこらぐらい。7月から9月の間ぐらいで。

- （県）今日、31年度の事業計画は今回出させていただいて、フォローアップは9月になっている。ちょっと時間があるので、またその前のときに日程調整をさせていただければと思う。

Ⅷ 閉会

- （委員長）以上で、本日の委員会を終了する。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

年 月 日

議事録署名人

委員

委員